

<JIS マーク表示制度に関する解釈集>

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

コ 18 レディーミクストコンクリート (A5308) 骨材を混合して使用する場合の管理方法について

2010年8月20日
JIS登録認証機関協議会

設 問

1. 骨材を混合して使用する場合の受入時の骨材品質の確認はどうすればよいのか。
2. 混合して試験を行うのか、混合前の各骨材試験結果を基に計算上で検証すればよいのか。

解 釈

1-1. あらかじめ混合された骨材を使用する場合

混合場所としては、山元（採石場所）又は中継場所（荷揚げ地）で混合する方法がとられています。骨材の受入検査は、混合前の骨材品質、混合後の骨材品質について JIS A 5308 の附属書 A の箇条 A.9 の A.9.1 及び A.9.2 の規定に適合することを検証しなければならないので、山元又は中継場所等混合している場所から、混合前の骨材を定期的にサンプリングして、骨材試験を実施する。

1-2. 使用時に混合して骨材を使用する場合

骨材は定期的に、JIS A 5308 の附属書 A の箇条 A.9 の A.9.1 及び A.9.2 の規定に適合することを検証する。

2-1. 同一種類の骨材を混合して使用する場合

- (1) 絶乾密度、吸水率、安定性、すりへり減量については、混合前の各骨材試料で各々行う試験結果で JIS A 5308 の附属書 A の規定に適合していることを検証する。
- (2) 粒形判定実積率は、質量混合後に粒形判定実積率試験の結果で判断する。
- (3) その他の品質性状は、混合前の各骨材の試験結果を合成計算、又は質量混合後に行う各試験結果による方法のいずれかで検証してもよい。

2-2. 異種類の骨材を混合して使用する場合

- (1) 塩化物量及び粒度は、混合前の各骨材の試験結果を合成計算、又は質量混合後に行う各試験結果による方法のいずれかで検証してもよい。
- (2) その他の品質性状は、混合前の各骨材の試験結果で判断する。

<参考>

- (1) レディーミクストコンクリートに使用できる骨材は、JIS A 5308 附属書 A に規定される骨材だけである。
- (2) 骨材の種類は、JIS A 5308 の附属書 A の箇条 A.2 に示され、碎石及び砕砂、スラグ骨材、人工軽量骨材、再生骨材 H、砂利及び砂に分けられている。同一種類、異種類の骨材はこの骨材の種類で判断する。
- (3) アルカリシリカ反応性は、混合前の各々の骨材について、それぞれ試験を行う。
- (4) あらかじめ混合された骨材の使用者は、骨材の質量混合割合を配合計画書「産地又は品名」欄に記載する。